

## 身延線早期復旧や、被害に伴った労働条件の改善を！

### 台風15号による

### 身延線の被害等に関する申し入れ

1. 台風15号による身延線の被害状況の詳細を明らかにすること。
2. 当日、身延線で駅又は駅間に取り残された列車及び乗務員の数、抑止時間等を明らかにすること。
3. 被害にあった箇所の復旧計画及び全線開通の予定を明らかにすること。
4. 身延線の一刻も早い全線開通のために、復旧のための対応については、国や自治体に対して協力すること。
5. 今回の被害を鑑み、今後の防災対策について考えていることを明らかにすること。
6. 身延線は、西富士宮～身延駅間で運転が不通となっている。そのため、乗務員の行路変更が発生している。乗務員の運用・行路における変更点について説明すること。
7. 運転士に渡される時刻表や行路票は、指定された行路に乗務する運転士自身が運転日誌と照合し、自分の時間で間違いがないかを確認している状況である。時刻表や行路票は、従来通りあらかじめ万全に確認されたものを乗務員に渡すこと。
8. 目的地までのタクシー便乗は長時間を要する。安全に目的地まで到着するために、交通渋滞や交通事故防止対策も含め、ゆとりを持った便乗時間を確保すること。又、乗務員の行路・交番作成規程にはタクシー便乗時間の基準がない。基準を設け、長時間にわたるタクシー便乗は行わないようにすること。
9. 身延線に限らず、災害時に休養や食事がとれないことは、体調を崩し、安全を確保する上で極めて危険である。今回の災害時には、乗務員をはじめとする社員の疲労は極限の状態でありつつも会社に協力した。今後災害時には、乗務員等の体調に十分配慮し、休養の確保及び食事の確保に万全を期すこと。
10. 不通が続く身延線を利用する乗客のために、ホームページやテレホンサービスセンター等においてはきめ細かな案内を行うこと。又、マルス経路検索にバス代行を含めた経路案内を表示すること。

台風15号による身延線の被害等に関する申し入れを行いました。